

令和4年3月16日発生

福島県沖地震により被災された方への支援

令和4年3月16日、福島県沖を震源とする地震が発生しました。
二本松市では、最大震度6弱を記録し、被害が発生しました。
被災された皆さまへ心よりお見舞い申し上げます。
今月号では、市の地震への対応についてお知らせします。



り災証明

証明書が発行可能なもの

以下のいずれかに当てはまるものについて、り災証明書の申請をいただくと、証明書の発行が可能です。

・軽微な被害で、写真により容易に確認できるもの。

(例)瓦の一部がずれた、壁の一部がはがれた等、一部損壊程度の被害

・被害判定調査が必要な場合は、申請後、改めて調査を行い、調査後に証明書の発行が可能となります。

(例)柱の数本折れ、壁の数枚崩れ落ち、建物に傾斜が発生等、半壊以上の被害が想定される場合

※申請により被害調査を順次行います。被害調査の対象となっていない不明な場合は、お手数でも下記へお問い合わせください。

・車や設備、土地のみの被災など、住宅等に被害が無いもの(写真で容易に確認できるもの)

申請手数料 無料

申請に必要なもの

・申請者(または代理人)の身分証明書(免許証、保険証、マイナンバーカード等)

・写真(被害状況の分かるもの)

※必ず現像、またはプリンアウトしてください。

※提出いただいた写真は返却しません。

・委任状(同一世帯ではない、第三者の申請の場合に必要な任意様式で可)

申請日時

平日 午前8時30分

午後5時15分

申請場所

生活環境課(市役所1階)または各支所地域振興課

【郵送による申請方法】

申請書に必要な事項を記入の上、被害状況の分かる写真、身分証明書のコピーと、返信用封筒(84円切手貼り付け済)を同封し、下記まで郵送してください。

※被害の状況によっては、現地調査をさせていただく場合があります。

郵送先 〒964-8601

二本松市金色403-1

二本松市役所生活環境課

被害認定調査について

提出いただいた写真などで被害状況の確認が難しい場合には、市職員が順次訪問し、国の指針に基づき被害認定調査を実施します。

被害認定調査に入る前に住宅等の修繕を行いたい場合は、あらかじめ被害箇所の写真を撮っておいてください。

被害の程度(半壊、大規模半壊などに該当する可能性のあるもの)によっては、証明書の発行は被害認定調査終了後となります。

二次判定調査について

膨大な数の被害調査を円滑に行うため、り災証明の発行にかかる調査方法は、簡易な一次調査(建物の外側の確認)に基づき被害判定を行う場合があります。

一次調査の判定結果に納得がいかない場合や、異議がある場合は、申し出により二次調査(建物内部の被害も含めた総合的な調査)として、改めて詳細な調査を受けることも可能です。二次調査を希望する場合は、なるべく早く下記へその旨ご連絡ください。

◎問い合わせ:

生活環境課生活防災係

☎(55) 5102

Fax(22) 4479

または各支所地域振興課

生活用水の確保

地震により井戸が使用できなくなった場合、新たなボーリングさく井工事や当該工事に付帯する工事費の一部を補助します。

◎問い合わせ:

上下水道課水道施設係

☎(55) 5137

Fax(62) 1033

地震で住宅が被災した方の市営住宅への入居

地震によりお住まいの住宅が半壊以上の被害を受け、危険な状態にある方の市営住宅への特例入居について相談を受け付けています。

◎問い合わせ:

建築住宅課住宅係

☎(55) 5133

Fax(23) 1197

見舞金など

災害により被害を受けた市民の方に、災害見舞金等を支給します。

災害見舞金

- ・住家の全焼、全壊
1世帯につき 10万円
- ・被災者1人につき2万円
- ・住家の半焼、半壊
1世帯につき 5万円
- ・被災者1人につき1万円
- ・住家の床上浸水(土砂流入等を含む)
1世帯につき 3万円
- ・床下浸水
1世帯につき 2万円
- ※住家または店舗のフロア一部分のみ対象。
- ・井戸損壊(濁り等は除く)。
1世帯につき 2万円

弔慰金

災害により死亡した方の葬祭を行う方に対して10万円
※二本松市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金が支給される場合は、支給されません。

◎問い合わせ:

福祉課地域福祉係
☎(24) 5063
Fax(22) 1547

災害援護資金制度

二本松市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けします。

対象世帯

- ・世帯主が福島県沖地震により負傷し、その療養に要する期間が概ね1カ月以上
- ・家財の3分の1以上の損害
- ・住居の半壊または全壊、流失

貸付利率

年1・5%
(据え置き期間中は無利子。また、連帯保証人がいれば無利子。)

据置期間

3年

償還期間

10年
(据置期間を含む。)

申込期限

6月30日(木)

その他

貸付限度額や所得制限などの詳細は、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ:

福祉課地域福祉係
☎(24) 5063
Fax(22) 1547

住宅の応急修理制度

地震により、お住まいの住宅が準半壊、半壊、中規模半壊または大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、災害救助法に基づき、日常生活に不可欠な最小限の部分の応急修理を行います。

限度額(1世帯当たり)

- ・半壊以上 59万5千円
- ・準半壊 30万円

期限

- ・応急修理申込期限 5月31日(火)
- ・応急修理完了期限 6月15日(水)

※期限は延長される場合があります。

受付窓口

- ・建築住宅課住宅係(市役所2階)
- ・各支所地域振興課市民福祉係

◎問い合わせ:

建築住宅課住宅係
☎(55) 5133
Fax(23) 1197

農地等に被害があった方

農地等(田、畑、耕作道、ため池、共同利用のポンプ、用排水路、堰等)の復旧工事に対して補助を行います。

早急に災害からの復旧を行うため、市内の農地等を農業者等が自ら復旧した場合に、その経費の一部を補助するものです。

※原形復旧する必要最小限の工法に限りま。

補助率等

復旧経費の10分の3

活用できる方

- ・市内の農地等(田、畑、耕作道、用排水路等)の復旧を図りたい方
- ・復旧に要する経費が10万円以上となる方

※応急処置済の場合も、復旧前後の写真により市で事業費の積算が可能な場合は対象となります。

◎問い合わせ:

農業振興課農地林業係
☎(55) 5118
Fax(22) 8533
または各支所産業建設課農政係

国民健康保険税

被害の状況により、令和4年度分について減免します。

◎問い合わせ:

税務課市民税係
☎(55) 5085
Fax(22) 0790

固定資産税

被災した固定資産に掛かる令和4年度の固定資産税を、損害の程度により減免します。

◎問い合わせ:

税務課資産税係
☎(55) 5086
Fax(22) 0790

国民年金保険料

住宅・家財等についておおむね2分の1以上の損害を受けた場合、免除を行います。

◎問い合わせ:

国民年金課国民年金係
☎(55) 5106
Fax(22) 1547

水道料金、下水道使用料

宅地内の配管等が損傷し、地下漏水等があった場合、減免対象となります。

◎問い合わせ:

上下水道課水道管理係
☎(55) 5135
Fax(62) 1033